

◎平成 30 年分所得税確定申告納付期限 平成 31 年 3 月 15 日 (金)
(振替納税利用の場合の口座振替日 平成 31 年 4 月 22 日 (月))

◎平成 30 年分消費税確定申告納付期限 平成 31 年 4 月 1 日 (月)
(振替納税利用の場合の口座振替日 平成 31 年 4 月 24 日 (水))

◆平成 31 年度の協会けんぽの保険料率は 3 月分 (4 月納付分) から
改定されます

2019

3月号

vol.63

NEWS LETTER

来月から「金融検査マニュアル」が廃止されます。金融検査マニュアルとは、金融庁が銀行を監査する際に適用するマニュアルで、不良債権の処理が進行し、健全な金融が実施されているかの判断基準とされてきました。しかし、画一的な取り扱いが仇となり、銀行員の無能力化を招いた等の批判材料ともなりました。マニュアルの廃止後は、決算書の数値情報にとらわれず、融資先の真の経営力を見極める力が金融機関に求められることになると言われています。皆様の会社の借入先の対応がどのように変化するのか、各行の対応に注目してみてください。

岡村 景明

* 年次有給休暇の取得義務化に
関する実務上の注意点

* 落とし物が心配なあなたに!
スマートタグをご存知ですか?

* Message From Staff
～事務所の環境整備についてのご紹介～



労務情報

年次有給休暇の取得義務化に関する実務上の注意点

働き方改革関連法が順次施行されることに伴い、4月から年10日以上の子年次有給休暇（以下、年休）が付与される従業員について、使用者は年5日の年休を確実に取得させることが義務となります。この年休の取得義務化に関する通達が、昨年12月に厚生労働省より発出されたことから、実務上の注意点を確認しておきましょう。



取得日の指定と就業規則の変更

年休の取得義務化により、使用者は年5日の年休について、従業員に取得を希望する時季を聞き、その希望を尊重しつつ取得日を指定し、取得させる必要があります。ただし、従業員が自ら取得した日数や労使協定による計画的付与で取得した日数（いずれも取得する予定の日数を含む）はこの5日から差し引くことができます。

なお、今回新設された使用者による時季指定を行う際には、就業規則に時季指定の対象となる労働者の範囲や時季指定の方法などを記載する必要がありますので、就業規則の変更を忘れずに行うようにしましょう。

取得義務化の対象者

今回の取得義務化の対象者には、管理監督者や年10日以上の子年休が付与されるパートタイマーも含まれます。また、年度の途中で育児休業等から復帰した従業員も対象者となるため、復帰後に年5日を取得させる必要があります。ただし復帰した日によっては、年休を

取得させることとなる残りの期間の労働日数が、使用者が取得日の指定を行う必要のある年休の残日数より少なく、5日を取得させることが不可能なこともあります。このような場合は対象になりません。

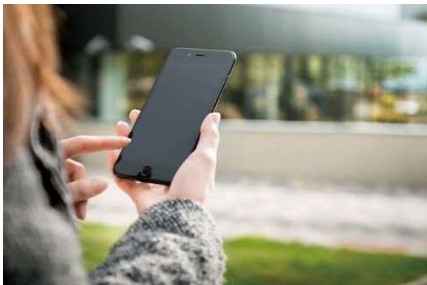
年5日の対象となる年休の単位

年休は、1日単位で取得することが原則ですが、通達で半日単位での取得も認められています。また、労使協定を締結することで時間単位での取得も認められています。

今回の取得義務化では、半日単位の年休については、取得義務化となる5日から差し引くことが認められます。これに対し、時間単位の年休については、使用者が取得日を指定する年休に含めることはできず、従業員が自ら取得したときであっても、取得義務化となる5日から差し引くことはできません。

既に時間単位の年休を認めている場合はもちろん、今後予定している場合も、この点を押さえておきましょう。

年休の取得義務化では、従業員に確実に年休を取得させる必要があります。仮に、使用者が指定した取得日に、従業員が取得を希望せず勝手に勤務をするというケースも想定されます。その場合は、その日について年休を取得したとは判断されません。その結果、年5日の年休を取得しない従業員が発生したとしても、法違反の指摘を免れることはできません。罰則が定められた制度であり、法律の施行が4月からのため、対応に向けてお困りのことがあるときには、労働基準監督署等にご相談ください。



IT情報

落とし物が心配なあなたに！ スマートタグをご存知ですか？

新年度を迎えるこの季節、1人暮らしを始めたり、財布や定期入れを買い換えたりする方もいらっしゃるでしょう。一方で、カギや財布、定期入れなどをなくした経験がある方も、いらっしゃるでしょう。今回は、これらの紛失を防止したり、紛失してしまった時に発見の可能性を高めたりすることができる便利アイテム、“スマートタグ”をご紹介します。



スマートタグとは

スマートタグは、忘れ物防止タグや紛失防止タグともいわれ、手持ちのスマートフォンやタブレット（以下、スマホ）と連動させることで、置き忘れの防止や、なくした物を見つけることができるアイテムです。このスマートタグには、BluetoothやGPSが組み込まれているため、次のようなことができます。

主な機能

- 連動しているスマホと一定の距離が離れるとスマホに通知（アラート）が出る
- なくした際にGPS機能で追跡できる
- スマートタグから音を出して探しやすくなる

確認できた範囲では、価格は5,000円以下が多く、大きさは邪魔にならない500円硬貨からキーホルダー程度、電池式で寿命は約1年間、という製品が多いようです。電池は交換が可能な製品と不可能な製品がありました。

それでは具体的な製品をいくつか、特徴的な機能とともにご紹介します。

◇ MAMORIO（マモリオ）

MAMORIOをつけた持ち物を置き忘れたとき、忘れた場所などをスマホで確認できます。

また、鉄道の駅などに設置されたMAMORIO SpotにMAMORIOをつけた紛失物が届くと、持

ち主に通知が届く機能もあります。

その他にもMAMORIOをつけた紛失物の近くを他のユーザーがすれ違ふと検知し、持ち主にその地点を知らせてくれる「みんなできがす」機能があります。



参考：商品サイト

<https://mamorio.jp/>

◇ Tile（タイル）

Bluetoothの接続範囲内にTileをつけた紛失物があれば、本体からの音声によって場所を知らせてくれます。スマホでは、持ち物が最後にあった場所を地図で表示してくれるので、探しやすくなります。

また、スマホが見つからない場合は、Tile側からスマホを鳴らして探すことも可能です。

その他、AmazonEchoやGoogleHomeなどのスマートスピーカーにも対応しており、スマートスピーカーを通じて探すこともできるのが特徴といえるでしょう。

参考：商品サイト

<https://www.softbankselection.jp/special/tile/>

上記のほかにも、さまざまなスマートタグが発売されています。物をなくしがちな方や家に忘れてしまうことが多い方は、リスク対策としてご自身にあったアイテムを探してみてもいかがでしょうか。

Message From Staff

～ 事務所の環境整備についてのご紹介 ～

今回は最近弊所で取り組んでいる環境整備やイノベーションについて紹介します。皆様の社内環境はいかがでしょう、仕事がかどる良い方法であったり、工夫されているおすすめな取り組みがありましたら、是非お話をお聞かせください！

川端 & 竹内



←加湿器

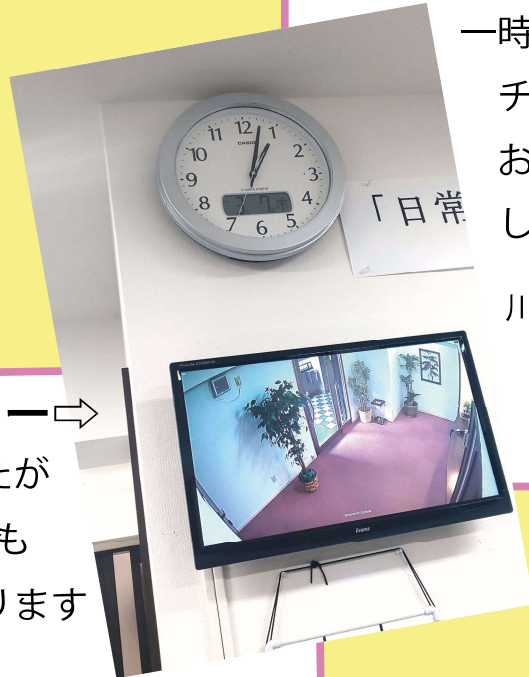
これで
インフルエンザ
も怖くないです

川端メモ：
直江さんがこの加湿器を
とても気に入ってます

↓時報の鳴る時計

一時間ごとに
チャイムで
お知らせ
してくれます

川端メモ：
鳥の鳴き声
にも変更が
できます



入口モニター→

人数もどなたが
来られたかも
一目でわかります

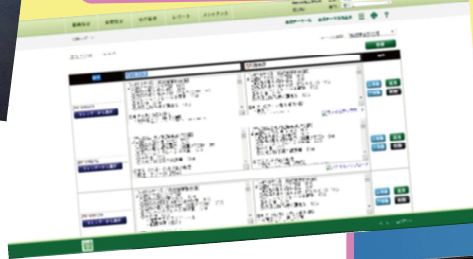
竹内メモ：
防犯にもなっています!!!



所内会議↑ と議事録⇒

各事業部ごとに月1回会議を開催し、
会議の議事録は Web 会議ツール (Web
軍師) で記録しています

川端メモ：
パートさん中心の会議も開催してます



↓クラウド給与

給与明細は各自
スマホや PC で
閲覧できます

竹内メモ：
使いやすいし
見やすいので
好評です



岡村税理士事務所 / 株式会社ミライズ

JR 神戸線 六甲道駅下車徒歩 1 分



JR 六甲道



HAMBURGER



24

